



市営 ホッケー場が オープンします

8月1日(月)、市営ホッケー競技専用人工芝コート「日光市ホッケー場」が、今市青少年スポーツセンター内にオープンします。今回は施設の概要などをお知らせします。くわしくはスポーツ振興課 ☎(21)5183

◆ホッケー競技の普及

日光市におけるホッケー競技の普及は、昭和55年、栃木県で開催された第33回国民体育大会のホッケー競技会場が、旧今市市に決定されたことがきっかけです。その後、小学生から一般の方に至るまで強化・普及が図られ、各種全国大会で優勝するなど着実に成果を上げてきました。今では、栃木県のホッケー競技力の向上に貢献しています。



オープンに向け整備が進められています。

ピック2004に2名、北京オリンピック2008に1名が、女子ホッケーの代表チームに選ばれています。

◆ホッケー場の整備

現在、主要大会のほとんどが人工芝で実施されていて、競技力の向上には、施設整備の充実が必要不可欠です。しかし、「ホッケーのまち」

として知られる本市には、市営のホッケー専用競技場がなく、唯一人工芝競技場がある今市青少年スポーツセンター(県体育協会が運営)も1面のため、利用者の調整などに苦労していました。そのような中、競技者からの強い要望もあり、平成21年度に実施設計平成22年度から23年度にかけて整備工事を進め、今回のオープンを迎えます。今後は、既存の人工芝競技場と市営ホッケー場により、競技力の向上やセンター施設の有効利用、県外からの合宿、全国規模の大会誘致など多くの利用が期待されます。

◆施設概要◆
 □グラウンド
 ウォーターベース人工芝8,892㎡(11人制コート1面、6人制コート4面)、散水設備、夜間照明4基、管理棟1棟、簡易スタンド2基
 □利用時間 午前8時30分～午後9時
 ※夜間照明…午後6時30分～午後9時
 □使用料 グラウンド1面(1時間につき)
 ○市内高校生600円
 ○市内大学生・一般900円
 ※市内中学生以下は無料
 ※夜間照明1面(1時間につき)2,000円
 □利用受付 利用する日の前月の1日から
 ※1日が土曜・日曜日、祝日のときは、その月最初の平日から
 ※受付時間…午前8時30分～午後5時15分

◆利用受付開始◆
 日時 7月1日(金) 午前8時30分から
 場所 スポーツ振興課

ご存じですか？

成年後見制度

成年後見制度は、認知症や知的障がい、精神障がいなどによって物事を判断する能力が不十分な方に対して、代理権などを与えられた後見人が、本人の意思を尊重しつつ、本人の心身の状態や生活状況を考慮しながら、本人を保護し、支援する制度です。

法定後見制度と 任意後見制度

成年後見制度には、家庭裁判所が判断能力の不十分な方の後見人を選任する「法定後見」と、本人が将来の判断能力低下に備えて、誰に、どのような支援をしてもらうかをあら

かじめ契約により決めておく「任意後見」があります。

◆法定後見制度
 法定後見制度は、後見・保佐・補助の3つに分かれており、判断能力の程度など、本人の事情に応じて制度を選べるようになっていました。

○後見：判断能力が欠けている状態の方が対象

○保佐：判断能力が著しく不十分な方が対象

○補助：判断能力が不十分な方が対象

成年後見人や保佐人、補助人は、本人の利益を考慮し、本人に代わって契約などの法律行為や、本人の同意していない不利益な法律行為の取り消し、財産管理を行います。

なお、この制度の申し立ては、本人や配偶者、4親等以内の親族の他、本人に身寄りがいない場合などは、市町村長にも権利が与えられます。

◆任意後見制度
 任意後見制度は、本人に十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、あらかじめ自らを選んで代理人(任意後見人)に、自分の生活や財産管理などに関する事務について代理権を与える契約(任意後見契約)を、公証人の作成する公正証書によって結んでおくものです。

任意後見人は、将来、本人の判断能力が低下した際に、家庭裁判所が選任する任意後見監督人の監督のもと、任意後見契約に基づいて本人に代わって契約などを行います。



◆財産管理の例
 ○親が死亡した知的障がい者が、相続

成年後見制度を利用するための手続きや必要な書類など、あらかじめ相談することができ、くわしくは、左記にお問い合わせください。

市相談窓口
 高齢福祉課 高齢福祉係 ☎(21)5100
 地域包括支援センター ☎(21)2137
 生活福祉課 障がい福祉係 ☎(21)5174
 民間専門相談機関
 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポートちぎ支部 ☎028(632)9420

